

## 個人情報保護委員会（第51回）議事概要

- 1 日時：平成30年1月26日（金）14：30～15：30
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、熊澤委員、丹野委員、加藤委員、  
宮井委員  
福浦事務局次長、的井総務課長、山本参事官、坂巻参事官、  
小川参事官
- 4 議事の概要
  - (1) 議題1：農業者年金基金（農業者年金業務等に関する事務 全項目評価書）の概要説明について

個人情報保護委員会議事運営規程第8条第1項の規定に基づき、農業者年金基金（以下「基金」という。）及び農林水産省の職員が会議に出席した。  
基金が、全項目評価書の概要について説明を行った。  
宮井委員から「本件は日頃からマネジメントができていれば起きなかったものであり、基金の組織運営に問題があると思う。組織の上位の方から体制を改め、適切に機能させていただきたい」旨の発言があった。  
熊澤委員から「基金の組織の機能に疑問を感じる。経営陣がリーダーシップをとり、改善に取り組んでいただきたい。所管する農林水産省はこのような観点から基金のフォローをお願いしたい」旨の発言があった。これに対し基金から「トップである理事長が、継続的に組織風土の改善に向けて取り組んでいる。引き続き農林水産省から指導、助言を受け、取組を強化してまいりたい」旨の発言があった。  
基金の説明内容を踏まえ、審査を進めることとした。
  - (2) 議題2：神奈川県医療従事者健康保険組合（適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書）について

事務局から、神奈川県医療従事者健康保険組合（以下「組合」という。）における適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書について、特定個人情報保護評価指針に定める「審査の観点」及び「審査の観点における主な考慮事項」に基づき、適合性及び妥当性の審査結果について説明を行った。  
本評価書は承認され、組合に対し、評価書が承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等を通知することとなった。
  - (3) 議題3：特定個人情報保護評価指針の見直しの方向性について

事務局から、資料に基づき説明を行った。  
丹野委員から「定期報告をきっかけとして、地方公共団体等が特定個人情報の取扱いに係るリスク対策を改めて確認しており、基礎項目評価書に

記載することは効果的で確実な方法である」旨の発言があった。

阿部委員から「基礎項目評価書へのリスク対策の記載は必要である。ただし、基礎項目評価書のみを作成している小規模な地方公共団体等もあるので、事務負担に配慮した経過措置等を検討いただきたい。また、要件定義の期間が短縮化傾向にあるため、特定個人情報保護評価はプログラミング開始前までに行えば良いと思う」旨の発言があった。

加藤委員から「EUにおけるGDPRの制定等、国際的にデータ保護に係る事前評価を充実させる動きがあるが、我が国はマイナンバー制度創設時に法令に基づく特定個人情報保護評価を導入しており、諸外国の中でも先進的な国の一つであると認識している。基礎項目評価書にリスク対策の措置状況を記載することで、更なる充実が図られる」旨の発言があった。

堀部委員長から「検討すべき論点は出揃っていると思うので、このような方向性で検討を進め、次回は具体的な見直し案の議論を行いたい」旨の発言があった。

#### (4) 議題4：個人情報保護法第24条に係る委員会規則の改正案に関する意見募集結果について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

熊澤委員から「今回の意見募集を踏まえて規則案の整備の最終段階に入ることは、日EU間の相互認証に向けた重要な進展である。EU指定については、欧州委員会から日本への十分性認定に併せて行うことができるよう、調整することが重要。また、レビューや外国指定の取消しに関する条項については、外国指定後、事情の変更はあり得るので、検討していくべき」旨の発言があった。

また、委員長から「外国指定に関しては、規則に定める要件の検討状況について、国民の十分な理解が得られるよう取りまとめていきたい。欧州委員会との対話の進捗に合わせて対応していきたい」旨の発言があった。

#### (5) 議題5：その他

事務局から、「個人情報保護委員会議事運営規程」の一部改正について説明を行った。原案のとおり了承された。

事務局から、国税関係（受付）事務、国税関係（賦課・徴収）事務全項目評価書の公表について報告があった。

手塚委員及び宮井委員の海外渡航について承認された。

以上